

令和 8 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 調査経費の追加に関する決議案の提出について | 1 |
| 1. その他 | 2 |

令和 8 年 6 月 3 日（水曜日）

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

松 崎 広 平 君

令和8年6月3日 水曜日

午前10時00分開議

午前10時48分閉議（実時間19分）

○本日の会議に付した案件

1. 調査経費の追加に関する決議案の提出について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	中山諭扶哉君
副委員長	木村博幸君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	野崎伸也君
委員	橋本貴喜君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君

※欠席委員

君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局

議事調査係長 松崎広平君

○法第100条第1項により出頭した証人

氏

○記録担当書記

栗山大次郎君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、報道機関及び一般の方から傍聴の申出がっております。当調査特別委員会の運営要領に基づき、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、傍聴者入室のため、小会をいたします。

（午前10時00分 小会）

（午前10時05分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録音についてであります。当調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機関のみ許可することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー保護等のため、必要に応じ秘密会になる可能性があります。その際は、報道機関も含め、傍聴者には退出いただきますので、御承知をお願いします。

◎調査経費の追加に関する決議案の提出について

○委員長（中山諭扶哉君） それでは初めに、1、調査経費の追加に関する決議案の提出についてでございます。

まず、前回の本委員会で御協議いただいております内容ですが、改めて報告をいたします。

本委員会の本年度の予算を１００万円以内としておりますが、調査を進める中で、地方自治法だけでなく、民事訴訟法などの各種法令を遵守し、適正かつ円滑に進めることが責務であり、弁護士への相談費用や想定を上回る参考人等の会議出席費用弁償等が必要であると判明いたしました。

金額といたしましては、弁護士への相談費用、消費税を含め１９万８０００円、また、委員会の最終報告書を作成する上での弁護士からのアドバイスや文言等の確認作業を３回程度と仮定し、消費税を含め１６万５０００円を想定しております。

また、参考人等の会議出席費用弁償等につきまして、地方自治法第２０７条におきまして、議会は条例の定めるところにより実費弁償を支給しなければならないとあり、八代市の旅費規定に基づき、東京、福岡、熊本から計５名分と費用弁償として合計２９万８１００円を見込んでおります。

以上のことについて皆様の御意見を頂戴し、よろしければ、令和８年度における新庁舎建設工事に関する調査特別委員会の調査経費について、６６万２０００円を追加し、１６６万２０００円以内とする決議案を議長宛てに提出したいと思います。

何か御意見等ございませんか。

○委員（大倉裕一君） 今年度、１００万円という上限で設定をしておいて、これまでの委員会開催で支出した金額というのは分かりますか。

○委員長（中山諭扶哉君） 今、出してないということでございます。

○委員（大倉裕一君） 今、委員長のほうから内訳の話があったんですけど、具体的に２０００円という単位まで出さなければいけないような内容になるんですかね。ざっくりとした丸め

の金額で、内訳はこれとして、丸めた金額で予算要求というような形はできないんでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） 説明いたさせます。

○議会事務局議事調査係長（松崎広平君） 調査経費についてですけども、全国市議会議長会のほうに確認いたしまして、金額はある程度固まった金額を補正予算で要求するということであれば、その額をそのまま言っていたいてよろしいのではないかという御回答でしたので、そのまま６６万２０００円を追加した金額としております。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、新庁舎建設工事に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議案を議長に提出をいたします。

◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、２、その他について何かございませんか。

○委員（野崎伸也君） この委員会の冒頭からちょっと違和感を感じとったんですけども、前回、自民党の委員さん方が欠席されたというのがあって、もうこの会には来ないというようなことを出されたと。書面で何か委員長に出されたというのをお聞きしておりました。

今回、ここに座っておられると。どういった経緯でここにおられるのかというふうに違和感を感じておりますけれども、御説明いただければというふうに思います。

○委員（村川清則君） いろいろ、中山委員長はじめ、委員の皆様方に告発人がいらっしゃるということで、私ども、それはちょっと違うん

じゃないかということで出席を辞退させていた
だいておりましたけれども、やはり中に入って
いろいろ話したほうがいいんじゃないかという
声も、ほとんどの議員さんがそうございました
し、また、市民の皆様からもかなり叱責も受
けました。それはそれ、これはこれでやってい
こうかということでございましたけれども、私
どもの会派の一員であった議員が逮捕、起訴さ
れるという事態になりまして、もう現実にかば
う必要もなくなったということでございます
し、先ほど野崎委員から示された点について
も、もちろん私どもは協議もいたしております
し、それでも全体のコンセンサスがまだとれて
ないということでございますので、まだそのま
まにしてございますけれども、ぜひその辺、理
解の上、今後よろしくお願いできればと思いま
す。

○委員（野崎伸也君） 委員長、御存じだった
んすかね。何か。来られるのは御存じだったん
ですか。

○委員長（中山諭扶哉君） いえ、知りません
でしたが、一応、撤回届は、その前には出ては
おりました。

○委員（野崎伸也君） 出席しないというよう
な決議の後に、また今度はそれを撤回するとい
うような書面が出されたということですか。

○委員長（中山諭扶哉君） それは出されてお
りました。5月20日付です。

○委員（野崎伸也君） ここでしゃべる話かど
うか分からないんですけども、非常にこの委
員会というのが混乱したというのは間違いのな
い事実だというふうに思いますし、証人の方含
めて非常に人権問題もあったんじゃないかなと
いうふうに思います。

そういったことについて、本来であれば私
は、前回、すぐ記者会見とかされたんですけど
も、今回謝罪とかという、そういったことを
やられないんですか。またすぐやったほうがい

いんじゃないですか、逆に。

○委員（村川清則君） 私一人ではちょっと決
められないものですから、議員全体の確認をと
りながら進めてまいりたいと思っています。

○委員（野崎伸也君） 確認ですけれども、何
か軽々しいというふうに思うんですよ。出な
い、出るとかという、そういうのがですよ。書
面1丁でそういうのができるというのが、私は
議会としてどうかというふうに思いますよ。委
員長がもうそれで納得されているのであればも
う言いませんけれども。

○委員長（中山諭扶哉君） 委員長としては、
今後またその件についても調査をしていくべき
じゃないかなというふうに思ってますので、今
日のところはその議題を擁しておりません。ま
た後日行えればということでは思っております。

○委員（野崎伸也君） しっかりと、きちんと
調査というか、言われたので、それやっていた
だけだと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありません
か。

○委員（山本敬晃君） 今、議論それぞれあり
ましたけども、混乱等もあったということで、
ただ、私も今、村川委員も市民の方からいろん
なお声をいただいているということで、私も本
当にいろんなお声をいただいています。

その中で一番多いのが、証人の方の保護です
ね。やはりここに出てきて証言するというの
は、本当に大変勇気あることでありますし、本
当大きなプレッシャーもあるかと思います。そ
の中で、やはり今、証人の方のそういったとこ
ろに配慮ができるのかと、そういった環境が整
っているのかということが市民の方からも指摘
がっております。

それについては、聞いたところによると、議
長のほうで聞き取り等も含め調査されて、警告
等もされているような話も伺っておりますけど
も、また改めて、今後、証人喚問をまた今後も

していくと思いますので、その中で、この委員会としてしっかり、ちゃんと証人の保護というのはやっていくと、そういった意思表示といたしますか、そういったことが必要かなというふうに考えております。

私のほうで委員会としての声明といたしますか、そういった案をつくってきてますので、もしよかったら皆さん御確認いただければなと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午前10時16分 小会）

（午前10時35分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

ただいま山本委員のほうより、百条委員会の公正な運営及び証言環境の確保に関する声明ということで、声明文を出したいという御意見ありました。

これについて、山本委員より朗読をお願いいたします。

○委員（山本敬晃君） 朗読いたします。

百条委員会の公正な運営及び証言環境の確保に関する声明。

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会（百条委員会）は、地方自治法第100条の規定に基づき設置され、八代市新庁舎建設工事に関する事実関係を調査し、市民に対する説明責任を果たすため、公正かつ厳正な調査を行っている。

委員会における証人は、自由かつ率直に証言できる環境の下で証言することが保障されるべきであり、その環境を確保することは本委員会の重要な責務である。

しかしながら、現在、一部において証人の証言内容に対する断定的な評価や刑事責任を強く印象づける発信、委員会運営に関する様々な情報発信等が継続して行われている状況が見受けられる。

また、本件をめぐるのは、関係者の逮捕及び起訴等が報道されるなど、社会的関心が極めて高い状況にあり、証人を取り巻く状況は一段と緊迫している。

本委員会としては、そのような状況下において証人が心理的圧力や不安を感じることなく、自由かつ率直に表現できる環境を確保することが不可欠であると考えている。

百条委員会における証言の評価及び偽証の判断は、法令及び議会手続きに基づき、本委員会及び議会の権限と責任において行われるべきものであり、外部から先行的または断定的にこれを決めつけることは委員会の公正な運営及び調査の独立性に影響を及ぼすおそれがある。

よって、本委員会は証人に対する圧力と受け取られかねない言動、委員会運営に影響を及ぼし得る断定的な発信、及び調査の公正性を損なうおそれのある一切の行為について厳に慎むよう求めるものである。

本委員会は、今後も地方自治法に基づく調査権を適正に行使し、市民の負託に応えるべく、公正かつ厳正な調査を継続するとともに、証人が安心して証言できる環境の確保に万全を期していく。

以上、声明とする。

令和8年6月3日、八代市議会新庁舎建設工事に関する調査特別委員会。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の件につきまして、御意見ありませんでしょうか。

○委員（山本敬晃君） 今、野崎委員から指摘があったんですけども、第3段落目の刑事責任を強く印象づける発信のところを私が発言というふうに発言したみたいなので、発信に訂正させてください。

○委員長（中山諭扶哉君） 以上の件につきまして、御意見等ございませんでしょうか。

○委員（橋本貴喜君） 委員会の公正な運営ということも書かれておりますので、委員会の公平公正な運営につながるのであれば賛成したいというふうに思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 書かれていることはもったもな事だというふうに思います。百条委員会の証人の皆さんには、人権、そういったところをしっかりと保護されるといったところをつくり上げるところが我々百条委員会の責任でもあるというふうに思いますし、ひいてはそれが市民の皆さんの知る権利というところの事実関係をしっかりと押さえていく内容になっていくものだというふうに思いますので、いま一度、これまでの反省も含めて、皆さんでこういったこの文章の意味するところを確認したいという意味でも、私は賛成をしたいというふうに思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、ただいま山本委員より委員会からの声明に対する書面を提出することにつきましてお諮りをいたします。

それでは、皆様、反対意見等ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なしと認め、これを議長のほうに提出をいたします。声明として発信をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほか、何かありませんでしょうか。その他ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、次回の本委員会の開催日程についてでございます。

現在、警察の捜査が進められており、捜査に支障を来さないためにも証人喚問を延期しております。今後の委員会開催につきまして、捜査の状況等を踏まえた上で決定し、分かり次第、委員の皆様には招集通知を送付いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

傍聴者の退席をお願いをいたします。

（傍聴者 退室）

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午前１０時４３分 小会）

（午前１０時４８分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

それでは、以上で新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

（午前１０時４８分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年６月３日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会
委員長